

## 相見積取得に関する留意事項

本補助金の交付申請にあたっては、補助対象経費について原則として2者以上の相見積が必須となります。下記に、相見積が不要なケースの事例を記載いたしますが、相見積が不要なケースに該当するか否か判断に迷う場合は、事務局へ事前に問い合わせ下さい。

- ケース 1：2者以上に見積を依頼したが、全ての専門家から見積を作成できないと断られたケース
  - 専門家から見積を断られた事が確認できる書面(電子メールの写し等)の添付を必須とする
  - 明らかに業務外の専門家に見積を依頼している場合は対象外とする
  
- ケース 2：買手に具体的な売却企業を紹介してきた専門家から、案件推進は紹介専門家との専任契約もしくは仲介契約の締結が必須との条件提示があり、他の専門家から見積を取得できないケース
  - 案件推進は専任契約もしくは仲介契約が条件である旨の記載がある書面(電子メールの写し等)の添付を必須とする
  - 買手に売手企業を紹介してきた専門家の費用見積が、下記レーマン表により算出される金額(着手金含む報酬総額)よりも低い場合は相見積不要とする(「関与専門家選定理由書」にレーマン表での報酬総額の試算額を記載すること)
  - 経営資源の引継ぎを促すための支援において、譲渡額又は移動総資産が未定の場合は想定金額を「関与専門家選定理由書」に記載することとする(想定金額の根拠理由も記載すること)
  
- ケース 3：売手に買収意向がある具体的な買手を紹介してきた専門家から、案件推進は紹介専門家との専任契約もしくは仲介契約の締結が必須との条件提示があり、他の専門家から見積を取得できないケース
  - 案件推進は専任契約もしくは仲介契約が条件である旨の記載がある書面(電子メールの写し等)の添付を必須とする
  - 売手に買収意向がある買手を紹介してきた専門家の費用見積が、下記レーマン表により算出される金額(着手金含む報酬総額)よりも低い場合は相見積不要とする(「関与専門家選定理由書」にレーマン表での報酬総額の試算額を記載すること)
  - 経営資源の引継ぎを促すための支援において、譲渡額又は移動総資産が未定の場合は想定金額を「関与専門家選定理由書」に記載することとする(想定金額の根拠理由も記載すること)

■ **レーマン表**

譲渡額又は移動総資産	乗じる割合
5 億円以下の部分	5%
5 億円超 10 億円以下の部分	4%
10 億円超 50 億円以下の部分	3%
50 億円超 100 億円以下の部分	2%
100 億円超の部分	1%

出典：中小 M&A ガイドライン（経済産業省 2020 年 3 月 31 日）

移動総資産：譲渡額に負債額を加えた額

■ **ケース：成功報酬のみの M&A のマッチングサイトに複数登録して、成功報酬を申請するケース**

- 相見積は不要であるが、登録したことを証する複数のマッチングサイトの登録画面等のスクリーンショット等の提出は必要
- 成功報酬のみの特定サイト 1 社のみに登録をする場合は相見積必要
- 着手金等のランニングコストがかかるマッチングサイトは相見積必要

以上